

# 福岡県公報

平成29年3月14日  
第3875号

## 目次

### 告示(第165号-第179号)

- 家畜伝染病予防法第5条第1項に基づく検査の実施に関する告示について (畜産課) …………… 1
- 不服申立ての裁決の公示送達について (保護・援護課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) …………… 5
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 6
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 6
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) …………… 6
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) …………… 7
- 平成29年二級建築士及び木造建築士試験の実施 (建築指導課) …………… 7
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 9

- 意見募集の結果の公示 (保健衛生課) …………… 9
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 9
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 10
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 10
- 福岡県県営天神中央公園の利用料金の承認 (教育庁文化財保護課) …………… 11
- 公安委員会**
- 福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部警務課) …………… 11
- 指定講習機関の追加指定 (警察本部運転免許試験課) …………… 12
- 技能検定員審査の実施について (警察本部運転免許試験課) …………… 13

## 告示

### 福岡県告示第165号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、次のように家畜の検査を実施するので、同条第2項の規定により公示する。

平成29年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 実施の目的  
家畜の監視伝染病のうち、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症(ひな白痢に限る。)、腐<sup>モ</sup>蛆病及びオーエスキー病の発生予防並びに高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病並びに牛流行熱の発生予察のため。
- 2 検査の対象となる監視伝染病の種類、実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日並びに検査の方法

次の表に掲げるとおりとする。

監視伝染病の種類	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法

ブルセラ病	知事がブルセラ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	血清学的検査(凝集反応検査、酵素免疫測定検査及び補体結合反応検査)、疫学的検査及び臨床検査
結核病	知事が結核病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	ツベルクリン検査、疫学的検査及び臨床検査
ヨーネ病	知事がヨーネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	血清学的検査(酵素免疫測定検査)、遺伝子検査、細菌検査、ヨーニン検査、疫学的検査及び臨床検査
伝達性海綿状脳症	知事が伝達性海綿状脳症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域に所在する月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体のうち、知事が必要と認めたもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	酵素免疫測定検査、ウエスタンブロット検査、免疫組織化学的検査及び疫学的検査
馬伝染性貧血	知事が馬伝染性貧血の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている馬のうち、知事が必要と認めたもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	血清学的検査(寒天ゲル内沈降反応検査)、疫学的検査及び臨床検査
家きんサルモネラ感染症(ひな白痢に限る。)	知事が家きんサルモネラ感染症(ひな白痢に限る。)の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている鶏のうち、知事が必要と認めたもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	血清学的検査(凝集反応検査)、細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
腐蝕病	知事が腐蝕病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、知事が必要と認めたもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	細菌検査、疫学的検査及び臨床検査

オーエスキー病	知事がオーエスキー病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている豚のうち、知事が必要と認めたもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	血清学的検査(ラテックス凝集反応検査、酵素免疫測定検査及び中和試験)、疫学的検査及び臨床検査
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	知事が高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている家きんのうち、知事が必要と認めたもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	血清学的検査(寒天ゲル内沈降反応検査及び酵素免疫測定検査)、ウイルス分離検査、疫学的検査及び臨床検査
アカバネ病	知事がアカバネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	血清学的検査(中和試験)、疫学的検査及び臨床検査
チュウザン病	知事がチュウザン病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	血清学的検査(中和試験)、疫学的検査及び臨床検査
アイノウイルス感染症	知事がアイノウイルス感染症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	血清学的検査(中和試験)、疫学的検査及び臨床検査
イバラキ病	知事がイバラキ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	血清学的検査(中和試験)、疫学的検査及び臨床検査
牛流行熱	知事が牛流行熱の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	血清学的検査(中和試験)、疫学的検査及び臨床検査

## 福岡県告示第166号

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第51条第2項ただし書及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示送達します。

平成29年3月14日

福岡県知事 小川 洋

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求書記載の住所 久留米市御井町330番地1  
青柳ハイツ202号

現所在不明

審査請求人 大野 聖二

2 公示事項

上記の者から提起のあった審査請求について、当県は裁決をしましたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に裁決書の謄本を送付することができません。当該裁決書の謄本は当県担当課（福岡県福祉労働部保護・援護課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、平成29年3月28日の経過をもって当該裁決書の謄本の送達があったものとみなされます。

福岡県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八女	県道	八女瀬高線	前	筑後市大字新溝286番6先から 筑後市大字新溝346番2先まで	12.2 ～ 64.4	327.4
			後	筑後市大字新溝286番6先から 筑後市大字新溝346番2先まで	12.2 ～ 50.4	327.4

福岡県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	大牟田川副線	前	柳川市大浜町821番1先から 柳川市田脇196番6先まで	2.1 ～ 29.8	7,554.0
			前	柳川市大浜町821番1先から 柳川市久々原1317番6先まで	12.0 ～ 27.5	4,642.7
			後	柳川市大浜町821番1先から 柳川市田脇196番6先まで	2.1 ～ 29.8	7,554.0
			後	柳川市大浜町821番1先から 柳川市久々原1317番6先まで	10.5 ～ 27.5	4,642.7

福岡県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大牟田川副線	柳川市吉富町825番1先から 柳川市南浜武1200番1先まで

**福岡県告示第170号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	鳥栖朝倉線	前	朝倉市多々連791番先から 朝倉市古毛1291番1先まで	6.9 ～ 40.5	187.0
			後	朝倉市多々連791番先から 朝倉市古毛1291番1先まで	6.9 ～ 40.5	

**福岡県告示第171号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	鳥栖朝倉線	朝倉市多々連791番先から 朝倉市古毛1291番1先まで

**福岡県告示第172号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	甘木朝倉線 田主丸	前	朝倉市多々連422番先から 朝倉市多々連869番1先まで	14.3 ～ 59.5	233.0
			後	朝倉市多々連422番先から 朝倉市多々連869番1先まで	12.5 ～ 38.2	

**福岡県告示第173号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘木朝倉線 田主丸	朝倉市多々連422番先から 朝倉市多々連869番1先まで

**福岡県告示第174号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	鳥栖朝倉線	前	朝倉市古毛1291番1先から 朝倉市古毛1486番1先まで	10.5 ～ 19.0	670.0
			後	朝倉市古毛1291番1先から 朝倉市古毛1486番1先まで	10.5 ～ 19.0	670.0

**福岡県告示第175号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	鳥栖朝倉線	朝倉市古毛1291番1先から 朝倉市古毛1391番1先まで

**福岡県告示第176号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	田主丸黒木線	前	八女市上陽町上横山1515番3先から 八女市上陽町上横山1278番2先まで	4.8 ～ 18.1	460.0
			後	八女市上陽町上横山1515番3先から 八女市上陽町上横山1278番2先まで	10.0 ～ 39.1	460.0

**福岡県告示第177号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年3月14日福岡県告示第397号久留米都市計画公園事業5・4・3号津福公園の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年3月14日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

久留米市

2 都市計画事業の種類及び名称

久留米小郡都市計画公園事業5・4・504号津福公園

3 事業施行期間

昭和57年1月26日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成24年3月14日福岡県告示第397号の事業地に同じ。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第178号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成29年3月14日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

太宰府市大字北谷字熊崎905の91、905の178、905の219

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字熊崎905の91・905の178・905の219（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第179号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成29年3月14日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

糟屋郡須恵町大字佐谷字大谷16の15

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
消防学校什器その3 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県総務部総務事務厚生課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年2月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
有限会社平田紙文具事務機
  - (2) 住所  
福岡市中央区清川三丁目31番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
8,748,892円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成28年12月27日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
消防学校什器その4 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称  
福岡県総務部総務事務厚生課
- (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年2月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
株式会社玉置
  - (2) 住所  
飯塚市徳前24番地2
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
7,257,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成28年12月27日

**公告**

平成29年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のように実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定に基づき、昭和60年11月福岡県告示第1683号の2により指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成29年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 受験資格  
二級建築士試験にあつては平成29年7月1日現在、木造建築士試験にあつては平成29年7月22日現在において、次のいずれかに該当する者が受験できる。
  - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令

(大正7年勅令第388号)による大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者

(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であって、その卒業後建築実務の経験を3年以上有するもの

(3) 建築士法の規定により知事が定める受験資格(平成21年1月福岡県告示第169号)により受験資格を認められた者

(4) 建築実務の経験を7年以上有する者

## 2 試験

### (1) 方法

ア 試験は、学科及び設計製図について、筆記試験により行う。

イ 設計製図の試験は、本年の学科の試験の合格者並びに平成27年及び平成28年の学科の試験の合格者に限り受けることができる(他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者を含む。)

ウ 学科の試験科目は、建築計画、建築法規、建築構造及び建築施工とする。

### (2) 日時及び場所

#### ア 二級建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	平成29年7月2日(日曜日) 午前10時00分～午後5時10分	福岡市東区松香台二丁目3-1 九州産業大学
設計製図の試験	平成29年9月10日(日曜日) 午前11時00分～午後4時00分	福岡市東区松香台二丁目3-1 九州産業大学

#### イ 木造建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	平成29年7月23日(日曜日) 午前10時00分～午後5時10分	福岡市早良区西新三丁目12-14 西南学院大学
設計製図の試験	平成29年10月8日(日曜日) 午前11時00分～午後4時00分	福岡市東区松香台二丁目3-1 九州産業大学

## 3 受験の申込手続

### (1) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書は、ウの受付場所に直接提出すること。

イ 受験手数料は、公益財団法人建築技術教育普及センター指定の払込用紙により、ゆうちょ銀行又は郵便局で納付すること。なお、受験手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しない。

### ウ 受験申込みの受付期間等

受 付 期 間	受付時間	受 付 場 所
平成29年4月20日(木曜日)～同 月24日(月曜日)	午前10時00分～ 午後5時00分	福岡市博多区博多駅東三丁目14-18 福岡建設会館703会議室

### (2) インターネットによる受験申込み

ア インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものにより行うことができる。

イ 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaic.or.jp/>)において必要な事項を入力し申し込むこと。

ウ 受験手数料は、公益財団法人建築技術教育普及センターが指定するクレジットカード又はコンビニエンスストア決済により納付すること。なお、受験手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しない。

### エ 受験申込みの受付期間等

受 付 期 間	受 付 時 間
平成29年4月10日(月曜日)～同月17日(月曜 日)	受付開始日の午前10時00分～受付終了 日の午後4時00分

### (3) 郵送による受験申込み

ア 郵送による受験申込みについては、次の①又は②に該当する者に限り行うことができる。

① 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、受験申込書に受験票又は可否の通知書を貼付しているもの

② 離島その他遠隔地で直接申込書を持参できない等やむを得ない事情がある者で、勤務先の証明書又は住民票を添付しているもの

イ 受験申込書は、エの送付先に簡易書留郵便で送付すること。



ウ 受験手数料は、公益財団法人建築技術教育普及センター指定の払込用紙により、ゆうちょ銀行又は郵便局で納付すること。なお、受験手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 受験申込みの受付期間等

受付期間	送付先
平成29年4月3日（月曜日）～同月17日（月曜日）	〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本部

#### 4 合格者の発表

二級建築士試験における学科の試験の合格者の氏名は平成29年8月22日（火曜日）頃、木造建築士試験における学科の試験の合格者の氏名は同年9月5日（火曜日）頃、最終合格者の氏名は同年12月7日（木曜日）頃に発表する。発表は合格者に対して通知するほか、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（福岡市博多区博多駅前二丁目9-1）及び公益社団法人福岡県建築士会（福岡市博多区博多駅前三丁目14-18）の事務所に掲示するとともに、合格者の受験番号を公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaic.or.jp/>）に掲載して行う。

#### 5 その他

受験手続、合格者の発表の日その他の問合せは、公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話03-6261-3310）、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話092-471-6310）又は公益社団法人福岡県建築士会（電話092-441-1867）に対して行うこと。

#### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月14日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 申請のあった年月日

平成29年2月2日

#### 2 申請に係る特定非営利活動法人

##### (1) 名称

NPO法人アイグループ

##### (2) 代表者の氏名

佐藤 信一

##### (3) 主たる事務所の所在地

大野城市白木原一丁目12番5-210号

##### (4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県における救済支援が必要な方に対して、事業内容に記載されている運営に関する事業を行い、広く対象者の雇用の創造と確保、福祉の増進等に寄与することを目的とする。

#### 公告

福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例施行規則案について、平成28年11月22日から平成28年12月22日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成29年2月24日に公布しました。

平成29年3月14日

福岡県知事 小川 洋

#### 問合せ先

保健医療介護部保健衛生課食品衛生係

電話：092-643-3280

メールアドレス：hoeisei@pref.fukuoka.lg.jp

#### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成29年2月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人ISC糸島スポーツクラブ
- (2) 代表者の氏名  
吉村 耕治
- (3) 主たる事務所の所在地  
糸島市志摩桜井1903番地2

- (4) 定款に記載された目的  
この法人は「いつでも・だれでも・いつまでも」気軽に楽しめるスポーツ活動及び文化活動を通じて地域コミュニティを深めるとともに、「心身ともにたくましい子供たちの育成」、「健康長寿社会」、「誰もが繋がり合え、安心安全で健康な暮らしができるまちづくり」、「国際国内交流による地元愛の醸成」など澁刺とした魅力ある町づくりに寄与することを目的とする。

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成29年2月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人  
(1) 名称  
(旧)

特定非営利活動法人徳する相続相談所  
(新)

特定非営利活動法人ふるさとつくし隊

- (2) 代表者の氏名  
青山 博秋
- (3) 主たる事務所の所在地  
筑紫野市二日市北二丁目4番6号
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、相続に関する諸問題の解決を希望する一般市民に対して、相続についての知識や啓蒙を深める事業を行い、当事者が真に理想とする相続の実現により社会教育の推進及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス岡垣吉木店  
(2) 所在地 遠賀郡岡垣町大字高倉字中縄手653番2 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
①開発許可に係る協議を福岡県と行うこと。  
②消防水利に関する協議を遠賀郡消防本部と行うこと。  
③通学路となっているので、歩行者が死角とならないよう配慮及び出入口の安全対策をすること。

## 公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営天神中央公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成29年3月14日

福岡県知事 小川 洋

### 1 名称

福岡県営天神中央公園

### 2 位置

福岡市中央区天神一丁目、西中州

### 3 利用料金の承認年月日

平成29年3月3日

### 4 利用料金

旧福岡県公会堂貴賓館

種別	単位	金額			
		個人		団体	
		一般	児童	一般	児童
入館料	1人・1回	200円	100円	160円	80円

### 備考

- この表において「一般」とは15歳以上の者を、「児童」とは15歳未満の者をいう。
- この表において「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。
- 次の者の入館料は、無料とする。
  - 6歳未満の者
  - 65歳以上の者
  - 障害者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの  
ア 障害者  
ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者

手帳の交付を受けている者

(イ) 療育手帳の交付を受けている者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

### イ 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会規則第4号

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成29年3月14日

福岡県公安委員会

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第16条中「生活保安課」を「生活保安課  
生活経済課」に改める。

第19条中第11号から第15号までを削り、第16号を第11号とし、第17号を第12号とし、第18号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（生活経済課）

第19条の2 生活経済課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 公害関係事犯その他環境関係事犯の取締りに関すること。
- 保健衛生関係事犯の取締りに関すること。
- 知的財産権関係事犯の取締りに関すること。
- 不動産、金融その他の経済関係事犯の取締りに関すること。

- (5) 密貿易関係事犯の取締りに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属さない諸法令違反の取締りに関すること。

第34条中「薬物銃器対策課」を「薬物銃器対策課 国際捜査課」に改める。

第35条中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とする。

第35条の4の次に次の1条を加える。

(国際捜査課)

第35条の5 国際捜査課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な犯罪捜査に関すること。
- (2) 国際捜査共助に関すること。
- (3) 通訳及び翻訳に関すること。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**福岡県公安委員会告示第70号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づき次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により公示する。

平成29年3月14日

福岡県公安委員会

名称及び住所並びに代表者の氏名	特定講習を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	指定を行った年月日
南福岡自動車学校 大野城市下大利3-2-20 江上嘉実	南福岡自動車学校 大野城市下大利3-2-20	準中型自動車免許に係る初心運転者講習	平成29年3月12日
西鉄自動車学校 大野城市山田3-12-1 中尾和毅	西鉄自動車学校 大野城市山田3-12-1	〃	〃

東福岡自動車学校 福岡市東区舞松原1-14-1 中島洋美	東福岡自動車学校 福岡市東区舞松原1-14-1	準中型自動車免許に係る初心運転者講習	平成29年3月12日
福岡市自動車学校 福岡市東区下原5-884 井上博行	福岡市自動車学校 福岡市東区下原5-884	〃	〃
レインボーモータースクール 埼玉県和光市新倉5-27-1 佐竹正規	レインボーモータースクール福岡 糟屋郡新宮町美咲1-5-53	〃	〃
八幡自動車学校 北九州市八幡西区御開3-38-1 東秀一	八幡自動車学校 北九州市八幡西区御開3-38-1	〃	〃
アイルモータースクール門司 北九州市門司区大字畑120 小森弘詞	アイルモータースクール門司 北九州市門司区大字畑120	〃	〃
アイルモータースクール豊前 豊前市大字松江1381-1 小森弘詞	アイルモータースクール豊前 豊前市大字松江1381-1	〃	〃
日本自動車学園 北九州市小倉南区葉山町2-7-1 嘉久明子	北方自動車学校 北九州市小倉南区葉山町2-7-1	〃	〃
おんが自動車学校 遠賀郡遠賀町大字今古賀字新川81-5 力武浩一	おんが自動車学校 遠賀郡遠賀町大字今古賀字新川81-5	〃	〃
西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15-5 野瀬繁義	西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15-5	〃	〃
久留米自動車学校 久留米市上津町2192 吉武健一	久留米自動車学校 久留米市上津町2192	〃	〃
筑後自動車学校 筑後市大字久富1133 牛島護厳	筑後自動車学校 筑後市大字久富1133	〃	〃

大牟田中央自動車学校 大牟田市下白川町2-341 山田 富美代	大牟田中央自動車学校 大牟田市下白川町2-341	準中型自動車免許に係る初心運転者講習	平成29年3月12日
大善寺自動車学校 久留米市大善寺南1-3-3 水落 幸則	大善寺自動車学校 久留米市大善寺南1-3-3	〃	〃
八女中央自動車学校 八女市大字平田388 西江 信吾	八女中央自動車学校 八女市大字平田388	〃	〃
飯塚自動車学校 飯塚市大字川津95 中村 直也	飯塚自動車学校 飯塚市大字川津95	〃	〃
田川自動車学校 田川郡糸田町1870-53 中村 直也	田川自動車学校 田川郡糸田町1870-53	〃	〃

福岡県公安委員会告示第71号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のように公示する。

平成29年3月14日

福岡県公安委員会

- 1 審査の種類  
技能検定員審査
- 2 審査に係る運転免許の種類  
法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。  
ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引<sup>けん</sup>第二種免許を除く。
- 3 審査の方法  
規則第4条第1項又は同条第2項に規定する審査方法によって実施する。
- 4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所	審査種別
平成29年4月17日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知 識	福岡市中央区天神四丁目4番27号 天神第2ビル 福岡県指定自動車学校協会	
平成29年4月18日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで			
平成29年4月24日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	技 能	朝倉市一木59番地4 甘木自動車学校	大型・中型・準中型 大型特殊 大型二輪・普通二輪牽引 大型第二種 中型第二種
平成29年4月25日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで			北九州市八幡西区自由ヶ丘2番2号 ドライビングスクール折尾

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	23,100 円
普通免許	19,650 円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引 <sup>けん</sup> 免許	14,500 円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	21,700 円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面
- ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、82円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から平成29年4月7日（金曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から平成29年4月7日（金曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

- (1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892